

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

## 令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 酒上太造及び駒田かすみは、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 3 定期監査（工事監査）結果報告書
- 4 議会事務局定期監査結果報告書
- 5 都市局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 6 下水道局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書
- 8 消防局定期監査結果報告書

令和2年度 都市局定期監査（行政監査を含む。）並びに関係出資  
団体監査及び指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び  
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

都市局

まちづくり推進部 建築指導課

公共建築部 住宅課、営繕課

市街地整備部 区画整理課、阿保地区整備課、区画整理補償課

交通計画室 交通計画室、播磨臨海地域道路推進室

イ 出資団体監査

イーグレひめじ管理株式会社

ウ 指定管理者監査

タイムズ・日本管財グループ（キャスパ地下駐車場）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、  
リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度  
等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点  
を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、  
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて  
いるかなどの視点で実施した。

イ 出資団体監査

監査は、事業が出資の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務  
が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又  
は一部を抽出して実施した。

ウ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理さ

れているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年2月19日から同年5月28日まで

イ 出資団体監査

監査事務局及び現地

令和3年4月15日から同年5月28日まで

ウ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和3年3月16日から同年5月28日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 住宅使用料関係事務（住宅課）

(イ) 市営住宅自動車保管場所使用料関係事務（住宅課）

(ウ) 市営住宅目的外使用料関係事務（住宅課）

(エ) 店舗等使用料関係事務（住宅課）

(オ) 住宅建設等資金貸付金償還関係事務（住宅課）

(カ) 市営住宅及び再開発住宅不正入居損害賠償金関係事務（住宅課）

(キ) 特定空家等行政代執行関係事務（住宅課）

(ク) コミュニティサイクル利用料関係事務（交通計画室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

イ 公有財産の得喪、管理に関する事務（区画整理補償課）

この事務について関係書類を調査したところ、復興土地区画整理事業用地の一部が不法占拠状態となっていた。

不法占拠状態の早期解消に努められたい。

(2) 出資団体監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(3) 指定管理者監査

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。